

2019年3月26日

## 「家族信託」の取扱開始について

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）は、2019年4月15日（月）より、家族信託の取り扱いを開始いたしますので、お知らせします。

### 【背景】

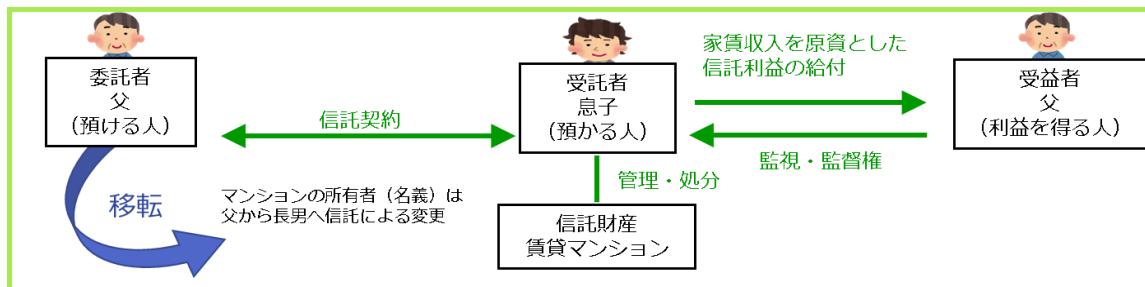
高齢化の進展により、高齢者の方が精神的・肉体的衰えから自身の財産（不動産・預金等）管理が難しくなり、本人に代わって家族や第三者がその管理を行うニーズが高まっています。これまでの「成年後見制度」に加え、本人の判断能力があるうちに財産を家族に託す「家族信託制度」の利用を検討するお客さまが増えています。

### 【目的】

当行は、相続対策や事業承継などお客さまのさまざまな課題解決にお応えする取り組みを行っておりますが、本サービスの導入に伴い、より一層お客さまニーズにお応えすることが可能となります。

### 【家族信託制度の概要】

お客さまがご自身の財産（不動産、預金等）を維持したまま、信頼できるご家族に管理を任せることができ、財産管理と資産承継を柔軟に検討できる制度です。



### 【サービスの概要】

#### (1) 家族信託預金口座の開設

信託財産を分別管理する専用口座の開設を行います。

※信託契約は、士業等を通じて作成していただく必要があります。

#### (2) 信託契約にもとづくご融資

信託契約にもとづく融資（賃貸物件向け）について、お取り扱いを開始します。

#### (3) 信託契約作成のための士業等のご紹介

ご希望のお客さまには、家族信託のご相談ができる士業等のご紹介をいたします。

※「家族信託」の取り扱いはすべて所定の審査があり、一定のお時間をいただきます。また審査の結果ご希望に添えない場合もございます。

以上